

個人が保有する資産への課税がさらに強化される。2019年度税制改正大綱によると、高齢者が資産を子や孫に贈与するときの非課税制度で条件が厳しくなり、課税範囲が広がる。相続した事業用土地の評価額を大幅に減らせる特例については駆け込み利用を封じる規定が盛り込まれた。19年10月の消費増税とその対策税制のほかにも家計にかかわる改正は多い。

消費税率10%への引き上げ後の景気悪化を防ぐために政府は住宅、自動車の購入を支える減税策を導入する。19年10月から20年末までに新たに契約し入居した住宅について、住宅ローン控除の期間を現行より3年長い13年間とする。消費増税後に新たに購入して登録した車については毎年払う自動車税を年1000〜4500円引き下げる。

### 子・孫に所得制限

こうした消費増税対策に比べると目立たないが、税制改正大綱には富裕層に対する課税強化策が多く盛り込まれている。財産の生前贈与や相続に伴って負担する税金が今後、実質的に増えるケースが見込まれる(図A)。

代表例が贈与税の非課税制度をめぐり改定だ。

子や孫(20歳以下)に教育資金を一括して贈与する場合、1人当たり1500万円まで非課税となる。まとまった金額を一度に非課税で贈与できる利点があり、制度ができた13年度以降、約19万件、1・37兆円の贈与に活用されてきた。財産を圧縮することで将来子どもにかかる相続税負担を軽減しようと利用する高齢層が多かった。

# 資産課税さらなる包囲網

## A 個人の資産に関わる税制改正が多い

消費増税対策	内容・変更点	対象ケース	
住宅ローン控除	期間を3年長い13年間に	2019年10月~20年末に契約・入居	😊
自動車関連税	自動車税を最大年4500円減税 燃費課税は1年限定で1%軽減	19年10月以降に購入	😊
贈与税と相続税			
教育資金、結婚・出産・育児資金の一括贈与	子や孫に年1000万円の所得制限 教育資金は用途を絞る	19年4月以降の贈与に所得制限	😞
小規模事業用宅地	相続前3年間に事業用とした土地は8割評価減の対象外に	19年4月以降に相続	😞
特別寄与料(新設)	相続人の配偶者が対象。もらったら相続税で申告	19年7月以降に相続	😊
配偶者居住権(新設)	相続する時は課税対象だが自分が死亡した時は対象外	20年4月以降に相続	😊

## B 配偶者居住権を使った遺産分割のイメージ

亡夫の遺産	家の土地・建物 6000万円	預金 2000万円		
分割の例	家の配偶者居住権 2500万円 預金 1500万円	妻	家の所有権 3500万円 預金 500万円	子ども
メリット	妻は家に住み続けながら一定額の生活資金を確保 妻の死亡時、居住権は非課税(この例で子の相続税額はゼロ)			
配偶者居住権の評価額	土地と建物をそれぞれ評価して合算 家の築年数や配偶者の年齢などにより増減			

## C 海外口座の情報は国税庁に通知され始めた



図Bは、夫が評価額6千万円の家などを残して死亡。残された妻が、子どもと分け合うケースを示している。妻は評価額2500万円分の居住権についての税制だ。ケースによっては相続税の節税につながるからだ。配偶者居住権とは、例えば夫に先立たれた妻に与えられる権利。登記の手続きをすることを条件に、夫が残した家に、終身住み続ける権利を確保できる。居住権には財産価値がある。その分の相続税負担は子どもに生じないことを意味する。この例で子が相続する財産は母が使い残した預金だけになる。いずれ消滅する居住権という財産の考え方が導入される結果、「遺産を上手に分けることで相続税の節税につながるケースが考えられる」とランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士は指摘する。税制では居住権をどう評価するかについての規定も定めている。税制改正とは別に来年は海外に保有する資産に対する課税が一段と強化される(図C)。国税庁は各国の税務当局との間で、金融機関口座の情報交換をする仕組みを昨年スタートさせ協力を深めている。日本人が海外の金融機関に持つ約55万口座分についてこれまでに情報提供を受けたと国税庁は発表した。これを基に財産を適正に申告しているかどうか厳しくチェック。今後、税務調査や質問文書(お尋ね)を受ける富裕層が増える可能性がある。(後藤直久)

今回は12月30日に掲載します。

# 駆け込み贈与条件厳しく

税制改正では贈与の期限を21年3月末へと2年延ばす一方、新たに所得制限を設ける。19年4月以降、贈与を受ける子や孫は所得が1千万円を超えると非課税の扱いを受けられない。教育資金の用途についても条件を絞る。23〜29歳の子や孫が、学校以外で受ける趣味の習い事は19年7月以

降、対象から外れる。一括贈与の非課税制度はもともと高齢層に偏る資産を若年層に移転させる狙いから創設された制度で利用の自由度が高かった。「亡くなる直前に多額の資金を慌てて贈与しようとする例が珍しくなかった」(阿保秋声税理士)

この点を問題視した政府は是正策を盛り込んだ。19年4月以降に、23歳以上の子や孫に贈与して死亡するケースを対象とする。死亡する前の3年間に贈与した財産のうち、教育費に使

たたせば評価額を80%減らせ、相続税額を圧縮できる。税理士の藤田武美氏によると「同特例は適用条件が緩い面があり、節税目的で相続の直前に家業を継ぐ例が目立った」。相続前3年間に事業用とした土地は原則として特例の対象外となり、駆け込み節税は封じられることになった。

今年7月に大幅に改正された相続法(民法の相続規定)に関連した新しい税制で注目すべき点もある。相続法の施行に伴い20年4月からできる「配偶者居

住権」についての税制だ。ケースによっては相続税の節税につながるからだ。配偶者居住権とは、例えば夫に先立たれた妻に与えられる権利。登記の手続きをすることを条件に、夫が残した家に、終身住み続ける権利を確保できる。居住権には財産価値がある。その分の相続税負担は子どもに生じないことを意味する。この例で子が相続する財産は母が使い残した預金だけになる。いずれ消滅する居住権という財産の考え方が導入される結果、「遺産を上手に分けることで相続税の節税につながるケースが考えられる」とランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士は指摘する。税制では居住権をどう評価するかについての規定も定めている。税制改正とは別に来年は海外に保有する資産に対する課税が一段と強化される(図C)。国税庁は各国の税務当局との間で、金融機関口座の情報交換をする仕組みを昨年スタートさせ協力を深めている。日本人が海外の金融機関に持つ約55万口座分についてこれまでに情報提供を受けたと国税庁は発表した。これを基に財産を適正に申告しているかどうか厳しくチェック。今後、税務調査や質問文書(お尋ね)を受ける富裕層が増える可能性がある。(後藤直久)